

国家戦略特区における規制のサンドボックス制度について

平成 29 年 12 月 15 日
内閣府

1. 概要

- (1) 自動走行、小型無人機その他、近未来技術や第四次産業革命の実現に関連する実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- (2) 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わりに、事前規制は最小化する。

(参考) 国家戦略特別区域法 附則 第2条第2項

政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 背景

- (1) 国家戦略特区制度では、近未来実証事業として、これまでも自動走行、小型無人機などの近未来技術の実証に取り組んできた。また、規制所管省庁の側も、当該技術に係るルールの柔軟な運用に積極的に協力し、様々な実証事業が開始されている。
- (2) しかし、地元関係者との同意プロセスや、複数の行政機関と必要な手続きを踏んでいる事業者の側から見ると、実証事業開始にたどり着くまでには相当の時間と調整を要し、また、行える実証事業の内容についても、事前の予見可能性が低いのが現状である。
- (3) このため、特区制度の中でサンドボックス制度の導入を図り、最小化された事前規制と適切な事後チェックの導入によって、地域合意形成と連動し、地域の実情に即した簡素かつスピーディーな仕組みを整え、大胆かつ機動的な近未来技術の実証環境を構築する。

3. 検討中の措置 【調整中】

- (1) 国家戦略特別区域会議は、各区域における区域計画の中で、自動走行、小型無人機などの類型ごとに、その地域の実情を反映した「サンドボックス実施計画」を定めることとする。

(参考:サンドボックス実施計画で規定する内容)

- 実証事業の内容(目的、実施区域、実証内容等)
- 安全確保等事業実施に当たって遵守すべき基準

- ① 地元関係者や関係府省庁との同意を含め、必要な調整を区域計画で定めるサンドボックス実施計画の認定に一元化し、あわせて、必要な事前規制の最小化を図る。
- ② 各特区自治体の長又は特区担当大臣により(※1)、サンドボックス実施計画に従って作成された各事業者の実証事業計画が認定された場合、道路運送車両法、道路交通法、航空法など関連規制が求める要件を実質的に満たしたとみなす規定を整備する(※2)。

- (2) 各区域会議の下に監視・評価委員会を設置し、事後チェック体制の強化を図る。

- ① 同委員会は、各実証事業の計画遵守状況の監視及び成果の評価を行い、各特区自治体の長又は特区担当大臣に必要な助言を行う。
- ② 各特区自治体の長又は特区担当大臣は、各区域の監視・評価委員会の助言を得て、実証事業計画の変更命令・認定取消等を行う。
- ③ 特区担当大臣は、全国かつ専門的見地から、各区域の監視・評価委員会の業務を支援する組織を設置する。

※1 及び 2) 各事業の認定を区域計画の認定と併せて一括して行うか、本案のように切り離して行うか、また、規制要件を満たしたとみなす関連規制の範囲をどのように整理するかについては、特に整理の急がれる論点となる。

以上

- 区域計画において、サンドボックス実施計画を策定
地元関係者の合意、関係府省庁と協議 ⇒ 総理大臣認定

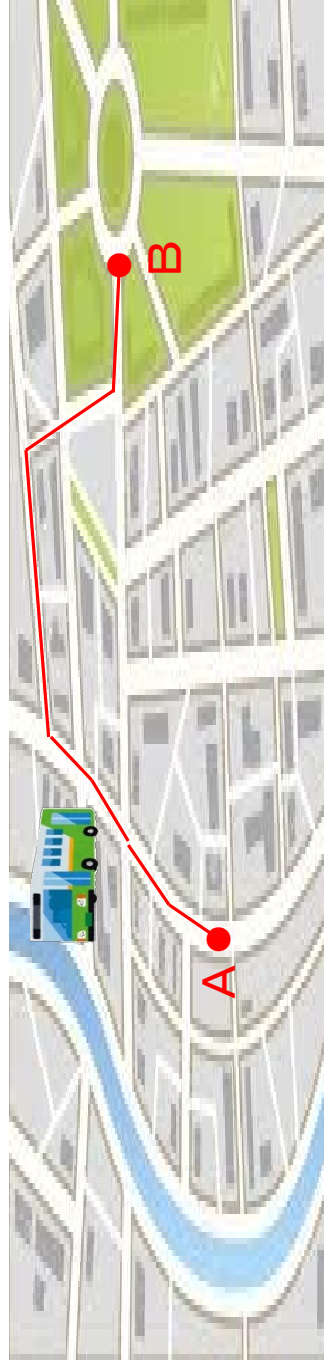
SB実施計画

- ・ 自動運転レベル : レベル3
- ・ 遠隔または非遠隔 : 遠隔型
- ・ 利用技術 : 自律型
- ・ 使用車両 : バスタイク(個別車種を指定)
- ・ 実験地域 : A地点～B地点
- ・ 実施日時 : ●曜日～●曜日 ○時～○時
- ・ 安全対策 :
 - ① 走行経路上に障害物を検知した際に、自動的に安全に停止する機能
 - ② 混在交通(公道)においては、交差点内を安全に通行することが可能な機能
 - ③ 地元関係者との合意

関連規制が求める要件を
実質的に満たしたとみなす

実証事業計画(実施事業者、日時等)が各特区自治体の長又は特区担当大臣【P】の認定を受ければ

実証実験



- 区域計画において、サンドボックス実施計画を策定
地元関係者の合意、関係府省庁と協議 ⇒ 総理大臣認定

SB実施計画

- ・ 利用技術 : 自律型飛行
- ・ 飛行方法 : 海上目視外、橋梁上空
- ・ 使用機体 : マルチロータ(個別機種を指定)
- ・ 実験地域 : A地点～B地点
- ・ 実施日時 : ●曜日～●曜日 ○時～○時
- ・ 安全対策 :
 - ① 飛行経路上の橋梁等の状況を把握し、電車・自動車の上空を飛行しないよう、タイミングを自動で調整する機能
 - ② 墜落を回避または墜落時の衝撃を緩和する機能(パラシュート、エアバッグ等)
 - ③ 地元関係者との合意(港湾管理者、河川管理者、道路管理者、鉄道事業者等)

関連規制が求める要件を
実質的に満たしたとみなす

実証事業計画(実施事業者、日時等)が各特区自治体の長又は特区担当大臣【P】の認定を受ければ

実証実験

